

香取市告示第145号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）
第6条第7項の規定により、抑留された旨狂犬病予防員から通知がありましたので、法第6条第8項の規定により公示します。

令和8年9月1日

香取市長 伊藤友則



1 令和8年9月1日 抑留

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	備考
令和8年9月1日	香取市鳥羽	柴犬	茶白	メス	小	MC有り

2 上記の犬は、令和8年9月7日までに引き取りませんと処分されます。

3 収容施設名 千葉県動物愛護センター
住所 千葉県富里市御料709-1
電話 0476-93-5711